みん就サービス利用条件

第1条(目的)

この「みん就サービス利用条件」(以下「本規約」といいます。)は、みん就株式会社 (以下「みん就」といいます。)が提供する「みん就」に関する各種サービス (広告掲載サービスやイベント出展サービスを含みますが、これらに限られず以下、総称して「本サービス」といいます。)に関し、本サービスの利用を申し込む者(以下「申込者」 といいます。)とみん就との間の権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条(申込者とみん就との関係)

- 1. 申込者は、本規約に同意のうえ、自己の責任と判断により本サービスを利用するものとします。なお、本規約は、申込者がみん就に対しみん就所定の申込書を提出し、みん就が当該申込に対し書面(電子メールを含みます。)で承諾することにより、承諾時点以降に成立する個別契約(第3条にて定義します。)に有効に適用されます。
- 2. 申込者は、代理店として自己の顧客のために本サービスを申し込む場合、顧客のために 自己の名で本サービスを申し込むための正当な権限を有することを保証し、本規約を顧 客に遵守させ、顧客による本規約の違反については顧客に連帯して責任を負うものとし ます。

第3条(申込)

- 1. 申込者は、本サービスの利用を希望する場合、みん就が指定する形式に従い、利用期間、成果物、サービス利用料その他の必要事項を明記のうえ、本サービスの申込を行います。
- 2. みん就は、前項に定める申込を受領後、申込者による本サービスの利用の可否を審査 し、その結果を申込者に対してみん就所定の方法で通知します。みん就は、前項に定め る申込に不備があった場合、申込者に対して、当該不備を修正のうえ再申込を行うよう 求めることができるものとし、申込者は、速やかにこれに従うものとします。
- 3. 第1項に定める申込に対し、みん就が承諾をした時点で、申込者とみん就との間で個別の契約(以下「個別契約」といい、本規約と個別契約を総称して「本契約」といいま

- ま)が成立します。個別契約において本規約と異なる定めをした場合には、当該個別契 約の規定を優先して適用します。
- 4. 申込者は、本サービスの申込その他個別契約成立までの一切の意思表示について、正当な権限を有する従業員によって適正な社内手続を経たうえで行われることを保証 し、個別契約成立後は個別契約を取り消すことができないものとします。
- 5. 申込者は、本サービスを利用するにあたり、みん就より ID 及びパスワードを付与された場合、ID 及びパスワードを善良な管理者の注意義務をもって厳に管理し、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は第三者と共用してはならないものとし、自己の責任において第三者による ID 及びパスワードの盗用、不正利用等を防止する措置を行うものとします。申込者は、みん就から付与された ID 及びパスワードを利用してなされた行為については、現実に申込者自身の行為であるか否かを問わず、申込者の行為とみなされ、それによって申込者に生じた損害については、申込者の負担となることに同意するものとします。
- 6. 申込者は、本サービスを利用するにあたり、みん就より管理画面を用意された場合、本 サービスの利用に必要な目的の範囲内で、みん就所定の手続に従って管理画面を使用で きるものとします。
- 7. 申込者は、管理画面を使用するためにみん就に届け出た事項を変更する場合には、速やかにみん就に通知し、みん就所定の手続に従うものとします。
- 8. 申込者は、管理画面の使用にあたり次の各号に定める行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
 - (1) みん就のサーバーに負荷をかける、管理画面にコンピュータウィルスを埋め込む 等の方法により、みん就及び第三者のソフトウェア、ハードウェア、通信機器等の適切 な動作を妨害、破壊又は制限する行為
 - (2) 管理画面に含まれるプログラムを複製、改変、リバース・エンジニアリング、 逆アセンブル、逆コンパイルする行為
 - (3) 管理画面を通じてみん就が申込者に対して閲覧又は使用を許諾した範囲外の情報を閲覧又は取得する行為
 - (4) みん就の講じた技術的保護手段を回避する行為
 - (5) その他みん就の指示に反する行為
- 9. みん就は、申込者が前項各号のいずれかに違反した場合、申込者に何らの通知をすることなく直ちに本サービスの提供を中止することができるものとします。

第4条(ガイドライン等)

- 1. 申込者は、本サービスを利用するにあたり、みん就の定めるガイドライン、広告掲載基準 その他みん就から提示された規定(以下、総称して「ガイドライン」といいます。)を遵守 するものとします。申込者は、ガイドラインの遵守を保証する証憑の提出をみん就から 求められた場合、速やかに証憑をみん就に提出するものとします。
- 2. みん就は、申込者による本サービスの利用がガイドラインに反すると判断した場合、本サービスの提供を中止することができます。みん就は、本サービスの提供を中止する場合、速やかに申込者に通知します。
- 3. みん就は、所定の方法により申込者が最新のガイドラインを参照できるようにするものとし、申込者は、自己の責任においてガイドラインを確認するものとします。
- 4. 申込者は、本サービスを利用するにあたり、みん就から個人情報の提供を受ける場合、 別紙1「個人情報の取扱いについて」に従い、個人情報を取り扱うものとします。
- 5. 申込者は、本サービスのうち次の各号のサービスについては、それぞれ別紙に定める利用条件に同意のうえで利用するものとします。なお、各別紙において本規約本紙と異なる定めをした場合には、当該別紙の規定を優先して適用します。
 - (1) 広告掲載サービス(別紙2「広告掲載サービス利用条件」)
 - (2) イベント出展サービス(別紙3「イベント出展サービス利用条件」)
 - (3) 同時登録サービス、みん就スカウトサービス、みん就 IT ナビサービス及びユーザー送客サービス (別紙4「同時登録サービス/みん就スカウトサービス/みん就 IT ナビサービス/ユーザー送客サービス利用条件」)

第5条(個別契約のキャンセル)

- 1. 第3条第4項の定めにかかわらず申込者は、本サービスのうち個別契約の成立時点においてサービス利用料の金額が確定するサービスについては、個別契約に定めるサービス利用料に次の各号の料率を乗じたキャンセル料(税抜)を支払うことにより、個別契約をキャンセルすることができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供日の前営業日より起算して46営業日前までのキャンセル:0%
 - (2) 本サービスの提供日の前営業日より起算して45営業日前から31営業日前までのキャンセル:70%
 - (3) 本サービスの提供日の前営業日より起算して30営業日前以降のキャンセル:100%

- 2. 前項において、「本サービスの提供日」とは、申込者が利用する本サービスの種類に応じて次の各号のいずれかの日をさすものとします。
 - (1) 成果物がある本サービスの利用の場合: 当該成果物の納入日
 - (2) 広告掲載サービスの利用の場合: 当該広告掲載期間の開始日
 - (3) イベント出展サービスの利用の場合:当該イベント当日
 - (4) 同時登録サービス又はみん就スカウトサービスの利用の場合:当該サービスの開始 日
 - (5) みん就 IT ナビサービスの利用の場合:みん就 IT ナビにおいて企業情報が公開された日
- 3. 第3条第4項の定めにかかわらず、申込者は、本サービスのうち個別契約の成立 時点においてサービス利用料の金額が確定しないサービスについては、申込者の 求めにより本サービスの提供を停止した時点で発生したサービス利用料及び別途 みん就が定める金額をキャンセル料として支払うことにより、個別契約をキャン セルすることができるものとします。

第6条(保証)

- 1. 申込者は、本サービスを利用するにあたり、必要な資料、設備、情報等(以下、総称して「資料等」といいます。)をみん就に無償で提供するものとします。
- 2. 申込者は、広告原稿、掲載にかかる広告及び広告の誘導先にあたるウェブサイト(以下、 総称して「広告等」といいます。) イベント出展時に放映する CM 等の広告物及びイベ ント参加者に配布するチラシ等、並びに資料等について、ガイドラインの内容を遵守す るとともに、適法なものであること及びみん就又は第三者の権利を侵害しないことを保 証するものとします。
- 3. 申込者は、本条、第4条その他本契約各条項に違反したことによりみん就が本サービスの提供を中止した場合、みん就に対し何ら補償を求めることはできないものとします。

第7条(支払い)

- 1. サービス利用料の支払債務は、本サービスの種類や目的に応じて、個別契約の成立、又はみん就が別途設定する条件を満たすことによって発生します。
- 2. 申込者又は申込者の指定する者(以下「支払代行者」といいます。)は、本サービスのうち 個別契約の成立時点においてサービス利用料の金額が確定するサービスについては、原 則として、みん就が発行する請求書に従い、本サービスの提供日の5営業日前までにサービス利用料を支払うものとします。
- 3. 前項の定めにかかわらず、みん就が書面若しくは電子メールにて通知した場合又は個別契約にて規定した場合、申込者は、みん就に対してサービス利用料を月末締めにて支払うことができるものとします。この場合、みん就は、本サービスを提供した月ごとにサービス利用料を計算して申込者又は支払代行者に請求書を送付し、申込者又は支払代行者は、みん就が本サービスを提供した月の翌々月末日までに当該請求書記載の金額をみん就に支払うものとします。なお、支払期日の詳細については、個別契約に記載するものとし、個別契約と本規約に異なる定めがある場合には、個別契約が優先して適用されるものとします。
- 4. 申込者又は支払代行者は、本サービスのうち個別契約の成立時点においてサービス利用 料の金額が確定しないサービスについては、前項の規定に準じ、サービス利用料を支払 うものとします。
- 5. 前三項に定める支払の方法は、みん就の指定する銀行口座への振込によるものとし、振 込手数料は申込者又は支払代行者の負担とします。
- 6. 申込者は、支払代行者がみん就にサービス利用料の支払いを行う場合において、サービス利用料の支払いの義務を負う者は申込者自身であり、当該義務が支払代行者へ移転するものではないことを確認し、支払代行者の行為について一切の責任を負うものとします。
- 7. 申込者は、申込者が代理店の場合、顧客からサービス利用料の受領の有無にかかわらず、サービス利用料をみん就に支払うものとします。
- 8. みん就は、申込者が代理店の場合、サービス利用料の合計額(消費税は含みません。)に対して別途定める手数料率を乗じて算出した手数料(以下「手数料」といいます。)を支払います。

- 9. みん就は、申込者が代理店の場合、本条に従って申込者に対しサービス利用料を請求する際に、手数料相当額をサービス利用料から差し引くことにより、申込者に対する手数料の支払いを行います。
- 10. みん就は、客観的基準に照らし必要と判断した場合、申込者に対し、支払期日の変更又は保証金の預託を求めることができます。

第8条(再委託)

- 1. みん就は、本契約に基づき遂行する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。
- 2. みん就は、前項に基づき第三者に業務を委託する場合、本契約に基づくみん就の義務を 当該第三者に遵守させるとともに、当該第三者の義務違反について責任を負います。

第9条(納入・検査)

- 1. みん就は、個別契約に定める納入日までに、成果物を申込者及びみん就が予め合意した納入場所に納入します。
- 2. 申込者は、みん就より成果物の納入があったときは、事前に申込者及びみん就が合意の うえ定めた基準(以下「検査基準」といいます。)に従い検査を行い、納入後5営業日以内 に(個別契約において別段の定めがある場合は当該期間内に)合否をみん就に対して通 知するものとします。当該期間内に不合格の通知がない場合は、検査に合格したものと みなします。なお、当該検査の合格をもって成果物の検査完了とします。
- 3. 申込者は、前項の検査により成果物が検査基準に合致しないと判断した場合は、みん就にその旨を通知するものとし、みん就は申込者の指示に従いみん就の負担において問題を解決すべく修正又は再作成等の作業を実施し、改めて申込者に成果物を納入します。なお、再度納入された成果物の検査については前項の規定を準用します。
- 4. 成果物の所有権は、第2項の検査完了後にみん就から申込者に移転するものとします。
- 5. 第2項の検査完了後に成果物が滅失又は毀損した場合、その滅失又は毀損は、申込者の 負担とします。ただし、当該滅失又は毀損がみん就の責に帰すべき事由により生じた場 合はこの限りではありません。

第10条(権利の帰属等)

- 1. 本サービスの提供にあたり、成果物にかかる特許権(特許を受ける権利を含みます)著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。) ノウハウ等の知的財産権その他の権利(以下、総称して「知的財産権等」といいます。) は、みん就に帰属します。
- 2. 前項の定めにかかわらず、申込者が本サービスの利用申込日以前から有していた知的財産権等については申込者に留保されるものとします。ただし、申込者はみん就に対し当該知的財産権等の実施及び利用の許諾を行うものとし、当該知的財産権等の権利者が、著作者人格権、肖像権その他法令上譲渡できない権利について、みん就及びみん就の指定する者に対して行使することがないよう必要な措置を講じるとともに、申込者自身も、かかる権利を一切行使しないものとします。
- 3. 申込者は、成果物を本サービス利用の目的の範囲内でのみ利用することができます。

第11条(担保責任)

みん就は、第9条第2項の検査完了後から1か月間、成果物が申込者とみん就との間で事前に合意した仕様に適合していることを保証します。

第12条(本サービスの中断)

- 1. みん就は、サーバー、サーバーネットワーク、ソフトウェア等(みん就が利用する第三者のサーバー及びソフトウェア等を含みます。)の保守点検、メンテナンス等により本サービスの提供が不可能となった場合、申込者が被った損害に対して何ら補償を行うことなく本サービスの一部又は全部の提供を一時中断、又は停止することができます。
- 2. みん就は、個別契約が成立した後又は本サービスの提供を開始した後においても、事件、事故、災害等の発生により本サービスの提供を自粛すべき場合、又は第三者から本サービスにつきクレーム等を受けた場合、申込者が被った損害について一切責任を負うことなく、申込者に通知して本サービスの一部又は全部の提供を中断、停止若しくは中止することができます。

第13条(本サービスの変更・終了等)

- 1. みん就は、事前に申込者に通知することにより、申込者に対して何ら補償を行うことなく本サービスの内容を変更することができるものとします。
- 2. みん就は、本サービスを合併、会社分割、事業譲渡等の事由により第三者に移管する場合は速やかに申込者に通知することにより、また、本サービスを終了する場合は30日前までに申込者に通知することにより、申込者に対して何ら補償を行うことなく本サービスを移管又は終了することができるものとします。なお、本サービスを移管する場合、本契約はみん就から移管先に承継されます。

第14条(問合せ対応及び紛争解決)

申込者は、本サービスの利用に関し、第三者から問い合わせ又はクレームを受けた場合、第三者との間で損害賠償請求その他紛争が生じた場合、あるいはそれらのおそれがある場合、直ちにその旨をみん就に通知し、自己の責任と負担によりこれを解決するものとします。この場合、申込者は、みん就が被った一切の損害(紛争解決のためにみん就が負担した費用を含みます。)を賠償するものとします。ただし、当該損害がみん就の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではありません。

第15条(商標等)

申込者は、みん就の承諾を得たうえで、本サービスの利用、その他本契約に定める目的に必要最小限の範囲において、みん就が保有又は使用権を有する商号、商標(登録商標に限りません。)その他みん就の提供する商品又はサービスのブランドを表象するものを使用することができます。なお、当該使用に関して申込者はみん就の指示に従うものとします。

第16条 (通知)

- 1. 申込者は、みん就の求めに応じ、自己の会社名、所在地、電子メールアドレス等の連絡 先、その他みん就が本契約に基づく取引において必要とする基本情報(以下「基本情報」 といいます。)をみん就に対し通知するものとします。
- 2. 申込者は、前項の基本情報に誤り又は変更があった場合、速やかにみん就に対し正確な情報を通知するものとします。なお、申込者が当該通知を怠ったことにより、本サービスの提供ができなかった場合及び申込者に損害が生じた場合であっても、みん就は責任を負いません。

- 3. みん就から申込者に対する通知は、個別契約に特段の定めのない限り次の各号に定めるもののうち、みん就が適当と判断する方法で行い、申込者はこれに同意するものとします。
 - (1) 申込者による第3条第1項に定める申込の際に送信元として利用された電子メールアドレス
 - (2) 第1項の定めに基づき申込者がみん就に通知した電子メールアドレス
 - (3) 管理画面のみん就所定の箇所への表示

第17条(効力)

本契約終了後も第6条(保証)、第7条(支払い)、第10条(権利の帰属等)、第11条(担保責任)、第14条(問合せ対応及び紛争解決)、本条、第18条(損害賠償)、第19条(秘密保持)、第24条(協議等)、別紙1第2条(免責)、同第4条(漏洩時の対応)、同第5条(損害賠償)及び別紙3第2条(参加者に関する情報)の規定は、有効に存続します。

第18条(損害賠償)

- 1. 申込者及びみん就は、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。ただし、損害賠償の範囲は相手方が直接の結果として現実に被った通常生ずべき損害に限定され、間接損害、逸失利益、派生的及び特別損害(当該損害の発生について予見可能性の有無を問いません。)については責任を負わないものとします。
- 2. 前項に定める損害賠償の金額は、別段の定めのない限り、当該損害の発生に関連する個別契約に定めるサービス利用料の金額を上限とします。なお、本サービスのうち、個別契約の成立時においてサービス利用料の金額が確定しないサービスを申込者が利用する場合は、当該違反が発生した時点から遡って 6 カ月以内に、当該個別契約に関して申込者からみん就に現実に支払われたサービス利用料の合計額を上限とします。

第19条(秘密保持)

h.

- 1. 申込者及びみん就は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、業務上、技術上その他一切の情報(相手方の関連会社の情報を含み、以下「秘密情報」といいます。)については厳に秘密を保持・管理し、本契約の目的のみに使用し、事前に相手方の書面による同意なくして第三者(みん就の業務委託先及び本契約の目的達成に必要な双方の関連会社を除きます。)にこれを開示、提供、及び漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかの場合に該当する情報についてはこの限りではありませ
 - (1) 開示された時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (3) 開示された時点で、既に自ら保有していた情報
 - (4) 秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に開示された 情報
- 2. 申込者及びみん就は、法令、行政機関又は裁判所等の命令により秘密情報の開示が要求された場合、これを必要最小限の範囲で開示することができます。
- 3. 申込者及びみん就は、秘密情報を開示する自己又は関連会社の役員及び従業員(以下「役職員」といいます。)を、本契約の目的を達成するために必要最小限の範囲に限定するものとします。
- 4. 前項において申込者又はみん就が自己又は関連会社の役職員に対して秘密情報を開示する場合、当該役職員に本条の秘密保持義務を遵守させ、当該役職員による秘密保持義務のいかなる違反に対しても責任を負うものとします。
- 5. 申込者及びみん就は、本契約の目的を達成するために必要最小限の範囲で、秘密情報を 複製することができます。申込者及びみん就は、当該複製物を本条の規定に従い、秘密 情報と同様に取扱うものとします。
- 6. 申込者及びみん就は、本契約が終了した場合又は相手方からの請求があった場合、秘密 情報及びその複製物を相手方に返還し、又は秘密情報にかかる電磁的記録を消去するも のとします。

第20条(解除)

- 1. 申込者又はみん就は、相手方に次の各号のいずれかが発生したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、解除したときは速やかに相手方に通知するものとします。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず当該期間 経過後に違反状態が是正されない場合
 - (2) 申込者に支払遅延が発生した場合、申込者が支払いを拒絶している場合、申込者が支払い停止状態に陥った場合その他申込者の信用状態に不安が生じたとみん就が合理的に判断した場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の 申し立てを受け、又は自ら申し立てをした場合
 - (6)解散、営業若しくは事業の全部又は重要な一部の譲渡、自らが消滅会社となる 合併を決議した場合
 - (7) 監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けた場合
 - (8) 前各号に類する事由が生じ、本契約の継続が困難であるとみん就が合理的に判断した場合
 - (9) その他本契約を継続し難い背信行為があった場合
- 2. 前項の解除は解除者の被解除者に対する損害賠償請求を妨げません。
- 3. 申込者及びみん就は、第1項又は第22条第3項により本契約を解除された場合、期限の利益を失い、その時点で相手方に対して有する債務を直ちに弁済するものとします。

第21条(不可抗力)

申込者及びみん就は、天災地変、停電・通信回線の事故、インターネットインフラの不具合、ストライキ、テロ、戦争若しくは交通機関の乱れ、その他自己の合理的な支配の及ばない事由により本契約に定める義務が履行できない場合、相手方に対する義務を免責されるものとします。

第22条(反社会的勢力の排除)

- 1. 申込者及びみん就は、相手方に対し、自己並びに自己の役職員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 申込者及びみん就は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 申込者及びみん就は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手続を要することなく、本契約を解除することができます。 なお、申込者及びみん就は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何等説明し、又は開示する義務を負わず、本契約の解除に起因し、又は関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。

第23条(完全合意)

本契約は、申込者及びみん就の全ての合意を網羅しており、申込者とみん就との間の従前の一切の合意に優先するものとします。

第24条(協議等)

- 1. 申込者は、みん就の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利、義務 その他契約上の地位を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。
- 2. 申込者及びみん就は、本契約に関し疑義が生じた場合又は本契約に記載のない事項については、互いに誠意をもって協議のうえこれを解決するものとします。
- 3. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条 (規約の変更)

- 1. みん就は、本規約の内容を申込者の事前の承諾なくいつでも変更することができます。この場合、みん就は、申込者に対し速やかに所定の方法により通知します。
- 2. 前項による通知後、申込者が本サービスの利用を継続した場合、申込者は、本規約の内容の変更に同意したものとみなされます。

以上

制定日 2019年6月1日

改定日 2020年4月1日

改定日 2020年6月5日

改定日 2022年6月13日

改定日 2024年4月1日

改定日 2024年7月1日

改定日 2024年12月25日

個人情報の取扱いについて

第1条(本サービスにおける個人情報の取扱い)

- 1. 申込者は、本サービスの利用のためにみん就から提供される、みん就が自己の提供する「みん就」を利用するためにメンバーとして登録したユーザー(メンバーになろうとする者及びメンバーであった者を含み、以下、総称して「メンバー」といいまま)に関する情報が「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定める個人情報に該当する場合(以下、該当する情報について「個人情報」といいます。)別途みん就が定めた目的以外に利用してはならず、法令、ガイドライン及び自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に従い適切に管理するものとします。ただし、みん就は、申込者の定める安全管理基準が、個人情報の保護のために十分な内容でないと判断した場合、申込者に対して安全管理措置の追加、変更を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。
- 2. 申込者による個人情報の加工、利用、複写、複製その他一切の使用は、別途みん就が定めた目的の遂行に必要な範囲に限られるものとし、申込者は、みん就の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に開示、漏洩又は提供してはならないものとします。

第2条(免責)

- 1. みん就は、個人情報の完全性、正確性、合目的性、有用性、個人情報の利用又は提供が第三者の権利を侵害しないことその他の効果に関して一切保証しません。
- 2. みん就は、申込者が個人情報を知得した後に、メンバー又はみん就自らが個人情報の変更、追加、更新その他の作業を行った場合であっても、申込者に対し通知を行いません。

第3条 (報告・監査)

- 1. 申込者は、みん就からの求めがあった場合、みん就に対して個人情報の管理状況について報告を行うものとします。また、申込者は、みん就の求めがなくても、申込者の個人情報の管理体制に変更が生じた場合は遅滞なくみん就に報告するものとします。
- 2. みん就は、別紙1の義務の遵守状況について監査が必要と判断するときは、申込者に監査を求めることができ、申込者は、これを不当に拒否してはならないものとします。なお、監査方法、時期等の必要事項は、申込者及びみん就が別途協議のうえ、定めるものとします。

- 3. 申込者は、第1条各項の違反がある若しくはその疑いがある場合、又は申込者の過失の 有無を問わず個人情報が第三者に漏洩している若しくはその疑いがある場合、直ちにそ の事実をみん就に報告するものとします。
- 4. みん就は、第1条各項の違反がある若しくはその疑いがあると判断する場合、又は申込者の過失の有無を問わず個人情報が第三者に漏洩している若しくはその疑いがあると判断する場合、申込者に対して個人情報の管理状況について調査の実施を求めることができるものとし、申込者は速やかに調査結果をみん就に報告するものとします。

第4条(漏洩時の対応)

個人情報の漏洩が判明した場合、申込者は、みん就の指示に従い、被害拡大防止及び被害 回復のために必要とみん就が判断する措置を講じるものとします。なお、これに要する費 用 は、申込者が自らの無過失を立証しない限り、申込者が負担するものとします。

第5条(損害賠償)

申込者は、本紙第18条の定めにかかわらず、別紙1の規定に違反し、みん就に損害を与えた場合、みん就が被った一切の損害(紛争解決のためにみん就が負担した費用を含みます。)を賠償するものとします。

以上

別紙 2

広告掲載サービス利用条件

第1条(広告掲載サービス)

この「広告掲載サービス利用条件」は、みん就又はみん就の関連会社が運営・発行する媒体 上に設置された広告枠その他みん就の取扱う広告媒体の広告枠に申込者の広告を掲載する サービスの利用条件を定めるものとします。

第2条(広告原稿の入稿)

- 1. 申込者は、みん就が指定する広告原稿入稿締切日までに、みん就が指定する方法により、 広告原稿をみん就に入稿するものとします。
- 2. 申込者は、広告原稿入稿締切日までに広告原稿を入稿しなかったことにより広告の掲載が遅れる又はできない場合であっても、個別契約に基づくサービス利用料の支払義務を免れないものとします。申込者は、みん就が必要に応じて広告原稿にサイズ変更等の軽微な修正をすることがあることを予め了承するものとします。

第3条 (広告掲載禁止項目)

みん就は、広告等がガイドライン及び次の各号に定める掲載禁止項目に反している又は反しているおそれがあるとみん就が合理的に判断する場合、申込者に対し、広告等の修正又は再入稿を求めることができるものとし、申込者は速やかにこれに応じるものとします。 な お、みん就が修正又は再入稿を求めないことをもって、広告等の内容がガイドライン 及び次の各号に定める掲載禁止項目に反しないことを保証するものではありません。

- (1) 広告主の明らかでないもの又は責任の所在が明らかでないもの
- (2)暴力、賭博、麻薬、売春等を肯定するもの
- (3) 猥褻なものなど風紀上問題のあるもの
- (4) 誤認混同を与えるおそれのあるもの、詐欺的なもの
- (5) 法律、政令、省令、条例、行政指導などに違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (6) 主として未成年を対象としたサイトにおいて、喫煙・飲酒を勧奨するもの
- (7) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害、知的財産権等の侵害など第 三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのあるもの
- (8) 政治・宗教団体の勧誘を目的とするもの
- (9) 視聴覚に悪影響を及ぼす危険性のあるもの
- (10) 社会通念上掲載が好ましくないと考えられるもの
- (11) その他みん就が不適当と認めたもの

第4条 (商標等の使用)

申込者は、広告掲載サービスを利用する場合、みん就に対して、自己の企業名並びに企業、 商品及びサービスの商標、ロゴマーク等を、無償で、ウェブサイト、アプリその他媒体の種 類を問わず本サービスの広告宣伝の目的で利用(複製、公衆送信、上演、上映、口述、 展示、翻案、頒布その他一切の利用行為を含みます。) する権利を付与するとともに、その利用方法に関して異議を述べないものとします。

以上

別紙 3

イベント出展サービス利用条件

第1条(イベント出展サービス)

この「イベント出展サービス利用条件」は、みん就又はみん就が指定する者(以下「運営会 社」といいます。)が企画・運営するイベント(オンラインで開催されるものを含み、以下「本イベント」といいます。)に申込者が出展するサービスの利用条件を定めるものとします。なお、主として運営会社が企画・運営するイベントの場合、みん就の役割は、当該イベントの円滑な進行のために申込者と運営会社との必要な連絡・調整を行うことに限られるものとします。

第2条(参加者に関する情報)

- 1. 申込者は、本イベントに参加したメンバー(以下「参加者」といいます。)に関する情報を取得する必要がある場合、自己の責任と費用負担で適法に取得し、適切に管理しなければならないものとします。なお、当該情報の利用目的は、次の各号に定めるものに限るものとします。
 - (1) 申込者の社内における採用方針等の検討
 - (2) 参加者から資料請求があった場合の資料の送付
 - (3)参加者から人材採用に対する応募(インターンシップへの応募を含みます。)があった場合の採用選考
 - (4) その他みん就と合意した目的

- 2. 申込者は、前項に基づき取得した情報をみん就に提供する必要がある場合、自ら当該参加者から、みん就への個人情報の提供に関して、法令上適切な同意を取得しなければならないものとします。
- 3. 前二項にかかわらず、みん就が、参加者から直接参加者に関する情報を取得し、申込者が、みん就が取得した当該情報を取得する必要があるとみん就が認めたときは、みん就は、提供先及び利用目的について同意を得られた参加者に限り、当該情報を申込者に提供するものとし、申込者は、当該情報を、第 1 項各号に定める目的にのみ利用するものとします。

第3条 (禁止事項等)

- 1. 申込者は、本イベントへの出展にあたり次の各号に該当する行為を行わないものとします。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (2) 他の申込者又は参加者の迷惑となる行為
 - (3) 本イベントを開催する施設の管理者(オンライン開催の場合は配信システム等の管理者)が定める規則に違反する行為
 - (4) ガイドラインに違反する行為
- 2. みん就は、申込者が前項各号で禁止された行為を行った場合若しくは行うおそれのある場合、申込者に対して本イベントへの出展を拒否できるものとし、又は本イベントへの出展中に当該行為が発覚した場合、みん就は申込者に対して即時退出を求めることができるものとします。

第4条(商標等の使用)

申込者は、自己の企業名又は企業、商品及びサービスの商標、ロゴマーク等を、みん就又は 運営会社が本イベントを運営するために必要な範囲で、本イベントを紹介するウェブサイト、 配布物等への掲載、本イベント会場での掲示等に使用することにつき、その使用を無償でみ ん就及び運営会社に対し許諾するとともに、その使用方法に関して異議を述べないものとし ます。

第5条(イベントの録音・録画等)

- 1. みん就は本イベントの録音・録画(録音・録画されたものを、以下「本イベント動画」といいます。)を行うことができるものとし、本イベント動画の知的財産権等はみん就に帰属するものとします。
- 2. みん就は、本イベント動画を、本イベントのアーカイブを掲載する目的及び本サービス の広告宣伝の目的において、ウェブサイト、アプリその他媒体の種類を問わず、無償で 利用(複製、公衆送信、上演、上映、口述、展示、翻案、頒布その他一切の利用行為を含 みます。)することができるものとします。
- 3. 申込者は、みん就に対して、本イベント動画に使用する説明資料、自己の企業名、並びに企業、商品、サービスの商標及びロゴマーク等に係る権利のうち、前項に定める目的に必要な範囲内での利用を無償で許諾するものとし、当該権利の行使に関して異議を述べないものとします。
- 4. 申込者は、本イベントの開催に関わった申込者の役職員その他申込者に関係する全ての者が、著作者人格権、肖像権その他法令上譲渡することができない権利について、みん就及びみん就の指定する者に対して行使することがないよう必要な措置を講じるものとし、また、申込者自身も、かかる権利を一切行使しないものとします。

第6条(イベントの運営)

- 1. 申込者は、感染症その他の疾患(以下「感染症等」といいます。)に罹患していると疑われる者を、本イベントに参加又は従事させてはならず、感染症等の拡大防止に努めるものとします。また、みん就から感染症等対策について指示があった場合、申込者は、速やかにこれに従うものとします。
- 2. 申込者は、感染症等対策その他やむを得ない事情により、本イベントの内容変更、延期 又は中止等があり得ることを確認するものとします。また、これらにより申込者に生じ た損害についてみん就は責任を負わないことにつき、予め同意するものとします。

同時登録サービス/みん就スカウトサービス/みん 就 IT ナビサービス/ユーザー送客サービス利用条件第1条 (本件サービス)

この「同時登録サービス/みん就スカウトサービス/みん就 IT ナビサービス/ユーザー送客サービス利用条件」は、同時登録サービス、みん就スカウトサービス、みん就IT ナビサービス又はユーザー送客サービス(以下、別紙4において総称して「本件サービス」といいます。)の利用条件を定めるものとします。

第2条(本件サービスの内容)

- 1. 同時登録サービスとは、メンバーのうち、申込者が運営する就職サイト(以下「就職サイト」といいます。)への会員登録のため申込者に情報提供を希望した者の個人情報を、申込者に提供するサービスをいいます。
- 2. みん就スカウトサービスとは、「みん就スカウト」に登録しているメンバーのうち、申込者からのオファーメール等を通じて申込者に情報提供を希望した者の個人情報を、申込者に提供するサービスをいいます。
- 3. みん就 ITナビサービスとは、メンバーのうち、「みん就 ITナビ」に企業情報を掲載した申込者からの求人、インターンシップ等の就職活動に関する情報提供を希望した者の個人情報を、申込者に提供するサービスをいいます。
- 4. ユーザー送客サービスとは、みん就が、就職サイト、申込者が提供するサービス又は申込者が開催するイベント(以下、総称して「就職サイト等」といいます。)をメンバーへ紹介し、当該就職サイト等の紹介を受けたメンバーのうち、就職サイトへの会員登録、申込者が提供するサービスの提供又は申込者が開催するイベントへの申込みのため申込者に情報提供を希望した者の個人情報を、申込者に提供するサービスをいいます。

第3条(本件サービスにおいて取得した個人情報の利用目的)

- 1. 申込者は、同時登録サービスを利用する場合、みん就から提供を受けたメンバーの個人情報(以下「本個人情報」といいます。)を就職サイトへの会員登録のためにのみ利用するものとします。
- 2. 申込者は、ユーザー送客サービスを利用する場合、本個人情報を就職サイトへの会員登録、申込者が提供するサービスの提供又は申込者が開催するイベントへの申込みのためにのみ利用するものとします。
- 3. 申込者は、みん就スカウトサービスを利用する場合、本個人情報を自らの採用のためにのみ利用するものとします。
- 4. 申込者は、みん就 ITナビサービスを利用する場合、本個人情報を自らの採用のため又は就職活動に関する情報提供のためにのみ利用するものとします。

第4条(みん就 IT ナビサービスにおいて提供された企業情報の利用)

申込者は、みん就に対して、「みん就 IT ナビ」に掲載した企業情報のうち、企業名又は企業、商品及びサービスの商標、ロゴマーク等を、無償で、ウェブサイト、アプリその他媒体の種類を問わず本サービスの広告宣伝の目的で利用(複製、公衆送信、上演、上映、口述、展示、翻案、頒布その他一切の利用行為を含みます。)する権利を付与するとともに、その利用方法に関して異議を述べないものとします。